

あなたの老後の生活 想像できますか Q & A

カ ン タ ン

やさしい
年金講座(その93)

厚生年金保険の長期加入者の特例について

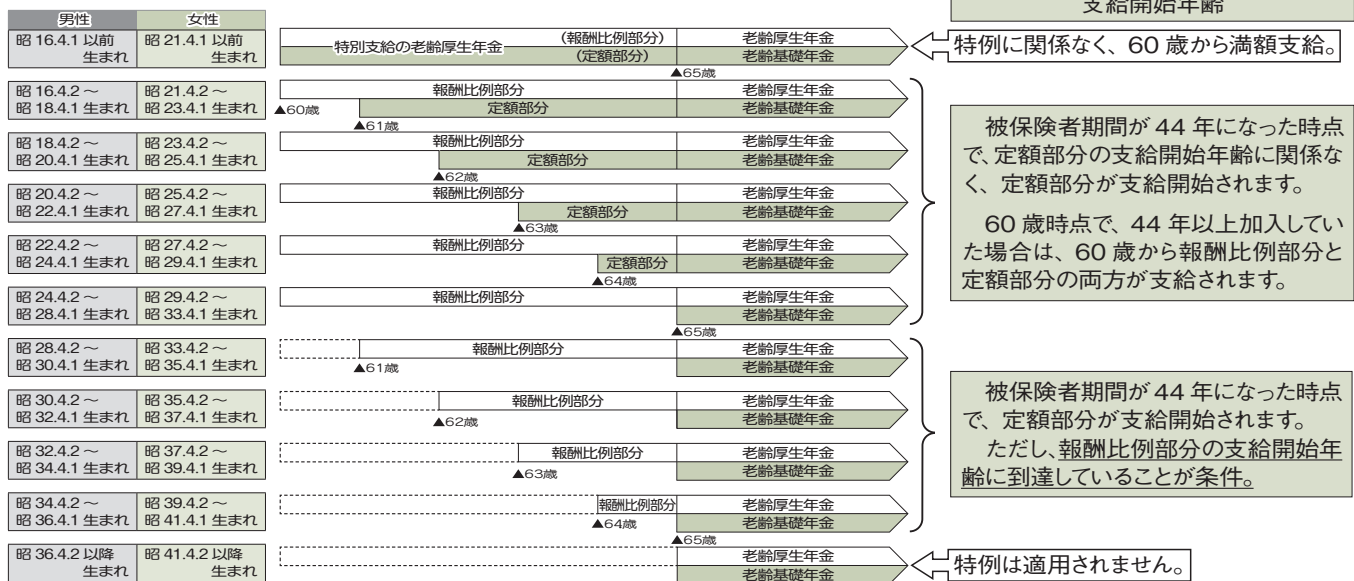
Q

私は、昭和30年3月生まれの男性で、昭和48年3月に18歳で入社し、60歳以降も引続き、厚生年金保険に加入して働いています。61歳で報酬比例部分の年金のみ支給開始年齢に到達しますが、老齢厚生年金の長期加入者の特例に該当した場合は、定額部分の年金も支給開始されると伺いました。長期加入者の特例について教えてください。

A

厚生年金保険に44年以上加入した場合、「長期加入者」に該当し、報酬比例部分と定額部分の両方が支給されます。報酬比例部分の支給開始年齢時点で、44年以上加入していた場合は、報酬比例部分と定額部分が同時に支給開始されます。あなたの場合、61歳（報酬比例部分の支給開始年齢）時点では43年の加入ですので、引続き厚生年金保険に加入すると、62歳で44年加入となり、定額部分が支給開始になります。ただし、支給開始には、厚生年金保険に加入していないことが条件ですので、62歳以降も引続き在職し、厚生年金保険に加入する場合は、定額部分は支給開始されません。

老齢厚生年金の支給開始年齢

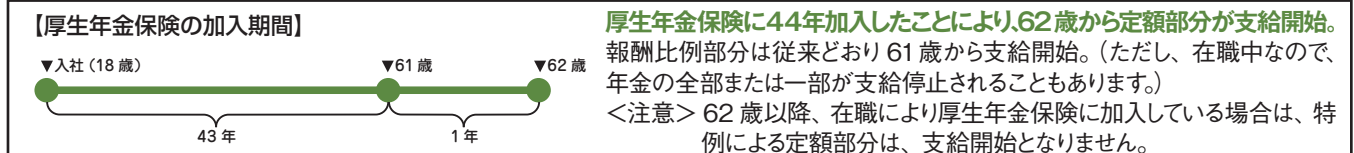


(注意) 支給開始年齢に到達しても、在職中で厚生年金の被保険者である場合は、在職老齢年金の取扱いにより、一部または全部が停止されます。失業保険受給中は全額停止されます。

長期加入者の特例を受けるための条件 (すべてに該当すること)

- ① 厚生年金保険の加入期間が44年以上あること
- ② 厚生年金保険の被保険者でないこと
44年以上加入していても、厚生年金保険に加入して在職している間は、長期加入者の特例は適用されません。
- ③ 年金の支給開始年齢に到達していること
年金の支給開始年齢に到達していることが条件ですので、60歳時点で44年以上加入していても、報酬比例部分の支給開始年齢が61歳の場合、61歳から報酬比例部分と定額部分の両方が支給開始になります。

★ 例題の場合



【通常の支給開始年齢の場合】

▼61歳	▼65歳	終身▼
報酬比例部分	老齢厚生年金	
	老齢基礎年金	
	加給年金	←

配偶者が65歳になるまで

【長期加入者の特例に該当した場合】

▼61歳	▼62歳	▼65歳	終身▼
報酬比例部分	老齢厚生年金		
	定額部分	老齢基礎年金	
	加給年金	←	

配偶者が65歳になるまで

配偶者の加給年金について

厚生年金保険の被保険者期間が20年以上あり、配偶者がいる場合、定額部分が支給される時点から、加給年金が加算されます。配偶者が65歳になるまで支給されます。
<配偶者の加給年金が支給されないケース>
● 配偶者の恒常的な年収が850万円以上ある場合。
● 配偶者自身が厚生年金保険、または共済組合に20年以上加入し、配偶者自身の年金が支給された場合。